## 九州電力送配電株式会社サービスエリアにお住いのお客さま

## 1. 特別措置の対象地域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の全市町村(注) (注)離島等供給約款の適用地域を除く

## 2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日※1の延長

2022 年 8 月 (支払期日が 9 月 17 日以降のものに限る。)、9 月、10 月および 11 月料金計算分の電気料金の支払期日を 1 か月間延長します。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を 使用されなかった月の電気料金を免除します。

(3) 工事費負担金※2の免除

2023年3月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

(4) 臨時工事費※2の免除

2023年3月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

(5) 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2023 年 3 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

(6) 諸工料※2の免除

2023 年3月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※1:支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2:工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

以上

